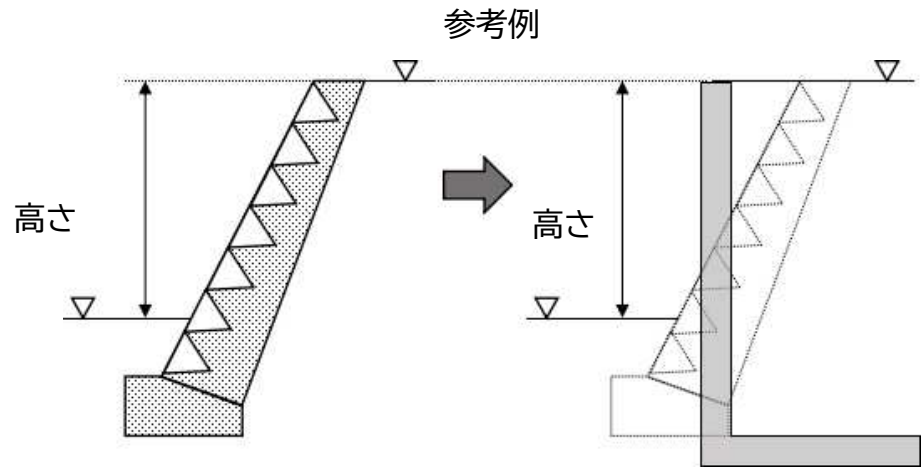
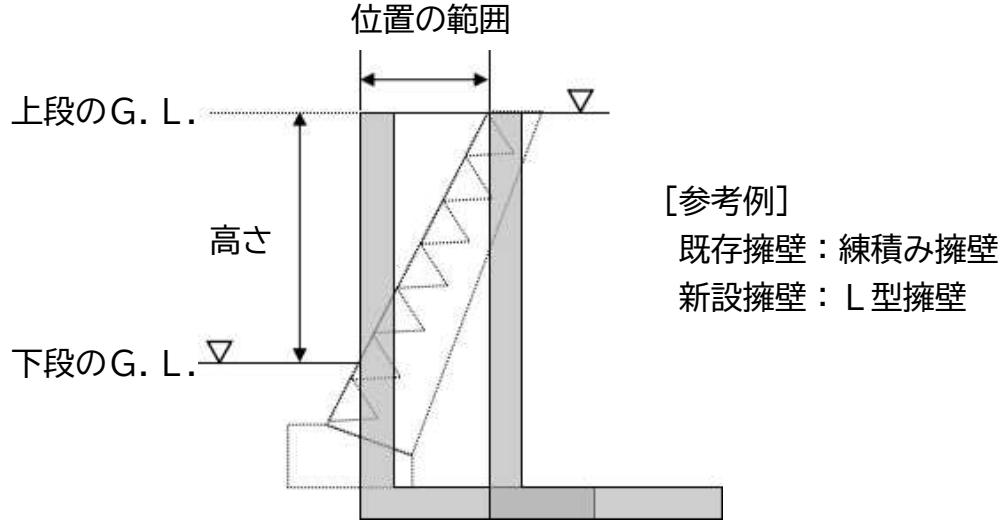
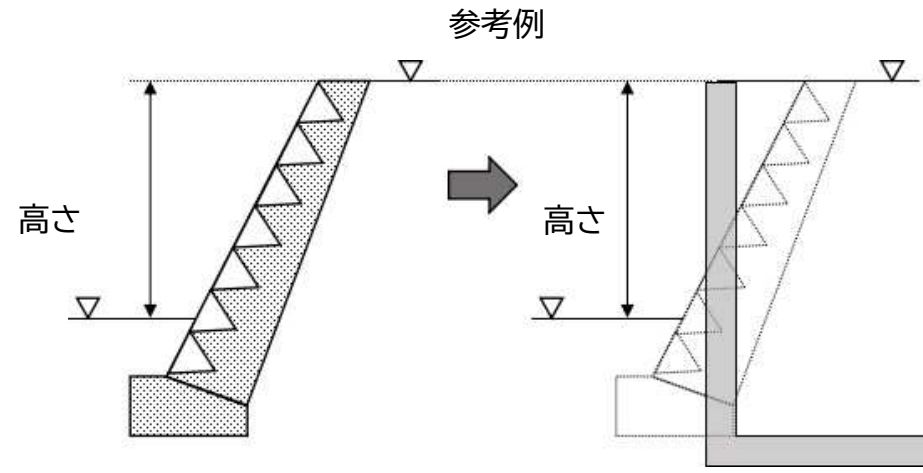
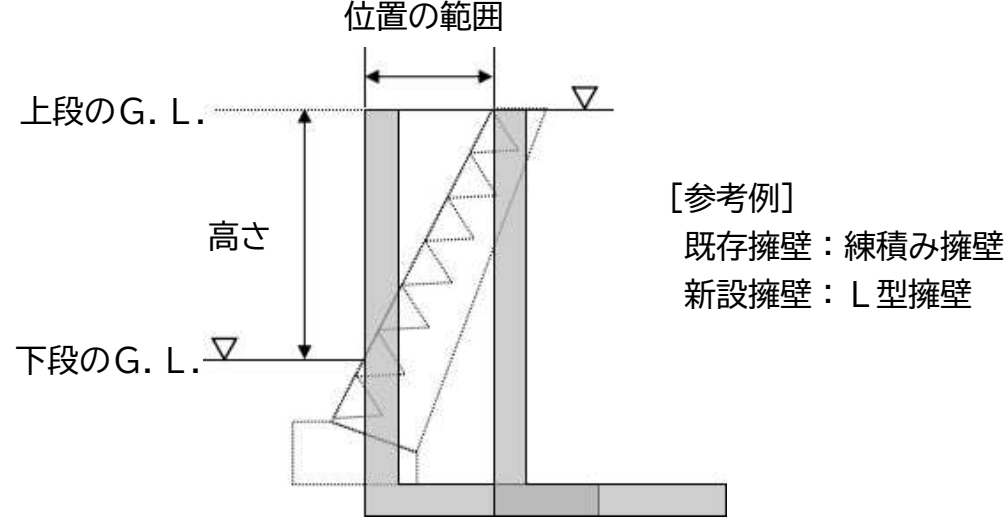


| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>【既存擁壁のやり替えについて】<br/>                     既存擁壁のやり替えで以下に示すように高さ・位置が変わらない工事は、土地の形質変更該当しないため、許可不要工事となります。なお、高さが2.0mを超える場合は、「6編 (2) 擁壁等を除却する工事の届出」が必要になります。</p> <p>参考例</p>  <p>※1 盛土規制法の技術的基準に適合しない不適格擁壁（空石積み擁壁、増積み擁壁、二段擁壁、張り出し床版付擁壁など）へのやり替えは認めておりません。<br/>                     ※2 建築基準法の確認申請が必要な場合（高さ2.0mを超える擁壁）があります。</p> <p>○高さ・位置の判断について<br/>                     高さは、擁壁の設置による「<b>既存地盤の高低差が変わらないこと（±10 cmの範囲内）</b>」とします。<br/>                     位置は、既存擁壁の「法尻から法肩までの範囲」とします。<br/>                     既存擁壁の高さと地盤の高低差が異なる場合やその他判断が難しい場合は、開発指導課にご相談ください。</p> <p>位置の範囲</p>  <p>[参考例]<br/>                     既存擁壁：練積み擁壁<br/>                     新設擁壁：L型擁壁</p> | <p>【既存擁壁のやり替えについて】<br/>                     既存擁壁のやり替えで以下に示すように高さ・位置が変わらない工事は、土地の形質変更該当しないため、許可不要工事となります。また、「6編 (2) 擁壁等を除却する工事の届出」も不要です。</p> <p>参考例</p>  <p>※1 盛土規制法の技術的基準に適合しない不適格擁壁（空石積み擁壁、増積み擁壁、二段擁壁、張り出し床版付擁壁など）へのやり替えは認めておりません。<br/>                     ※2 建築基準法の確認申請が必要な場合（高さ2.0mを超える擁壁）があります。</p> <p>○高さ・位置の判断について<br/>                     高さは、擁壁の設置による「<u>地盤の高低差が変わらないこと</u>」を目安とします。<br/>                     位置は、既存擁壁の「法尻から法肩までの範囲」を目安とします。<br/>                     なお、既存擁壁の高さと地盤の高低差が異なる場合やその他判断が難しい場合は、開発指導課にご相談ください。</p> <p>位置の範囲</p>  <p>[参考例]<br/>                     既存擁壁：練積み擁壁<br/>                     新設擁壁：L型擁壁</p> |